

コンプライアンス委員会の調査結果の概要

1. 調査対象事項

調査事項①：関西電力送配電の電力所および送電センターが担当する伐採補償料の支払いに係る事案に関する調査、原因究明および再発防止対策

※不適切処理の方法を漏れなく把握することを第一の目的に置いた上で、不適切処理が疑われる事案 1, 404 件を抽出。そこから不適切処理の方法の類型ごとに補償額の大きなもの等の条件でさらに抽出し、サンプル調査（48 件）を実施。また、アンケート調査により特定できた事案（8 件）の調査を実施。

調査事項②：関西電力送配電が取り扱う調査事項①以外の伐採補償料の支払い業務における同種事例に関する調査

調査事項③：その他同種事例に関する調査

2. 調査期間

2021年9月14日～2022年6月12日

3. 本調査により不適切な処理が判明した事案

[調査事項①]

(1) 一定範囲に及ぶ地区の樹木所有者との伐採交渉で違反が行われていた事案

- ・北陸支社の A 送電センターにおいて、支社および電力所内の幹部も了解の上で、特定地区の樹木所有者に対して、社内の基準単価を超える高額補償料を支払っていた。（2014 年から 2016 年の間に 3 件）
- ・東海支社の C 送電センターにおいて、1983 年頃から高額の統一単価が設定された地域があり、当該地区の樹木所有者に対して、支社および電力所内の幹部も了解の上で、社内の基準単価を超える高額補償料を支払っていた。（2011 年から 2017 年の間に 9 件）
なお、2017 年以降、減額交渉を行い、現在は一部樹木所有者との間で基準単価での合意が成立している。

(2) 個々の樹木所有者との伐採交渉で違反が行われていた事案

- ・個々の樹木所有者との伐採交渉の結果、社内の基準単価を超える高額補償料を支払っていた。（2011 年から 2018 年の間に 8 件※）
※姫路電力本部 1 件、和歌山電力本部 2 件、東海支社 2 件、北陸支社 3 件

[調査事項②]

- ・社内規程に違反する補償料の支払いの事実は認められなかった。

[調査事項③]

個別の不適切処理事案

- ・滋賀支店において、1998年に落氷雪起因の瓦破損に関する修繕費を支払っているが、交渉記録には実害が生じていないにも関わらず、瓦が破損したものとして処理する旨の記載があった。
- ・奈良支店の送電線昇圧工事において、1998年にマンションオーナーに対して支払われた騒音や粉じんへの対策費用や、1999年に工事完了後に支払われたマンション外壁の洗浄費用について、騒音の程度等を検討した形跡がないなど、不適切な処理が行われた可能性が高い。
- ・奈良支店の送電線工事（2016年から2018年）において、畑を借りる際に補償料が高額になるよう、実際よりも補償単価の高い作物でりん議書が作成される等の不適切であったと強く推認される処理があった。

4. 調査事項①に関する要因の分析

- ・本質的な要因は、①樹木が送電線に接触するまでに伐採を実行しなければならぬという時間的制約、②基準額を超える補償料を主張する樹木所有者の要求を受け容れることが許されていないという交渉の余地の乏しい算定基準、③交渉が難航した場合に事態を打開するための実効的な手段が乏しいという、伐採交渉業務に内在する構造的な問題である。

5. 調査事項①に関する再発防止対策の提言

- (1) 役職員に対する再発防止に向けた経営トップのメッセージおよび定期的な教育・研修の実施
- (2) 伐採交渉の現場の実情の直視と同種事案の掘り起こし
- (3) 交渉難航案件への組織的な対処
- (4) 伐採交渉および合意ならびに補償料支払い手続きの透明性の向上

以 上